

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【四半期会計期間】	第6期第2四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社ブロードリーフ
【英訳名】	Broadleaf Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大山 堅司
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目13番14号
【電話番号】	(03)5781-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 羽生 武史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目13番14号
【電話番号】	(03)5781-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 羽生 武史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期 第2四半期累計期間	第6期 第2四半期累計期間	第5期
会計期間		自平成25年1月1日 至平成25年6月30日	自平成26年1月1日 至平成26年6月30日	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日
売上高	(千円)	8,468,451	9,083,706	18,024,477
経常利益	(千円)	1,463,173	1,827,453	3,653,499
四半期(当期)純利益	(千円)	727,993	943,314	1,914,443
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	6,793,205	7,141,155	7,127,155
発行済株式総数	(株)	24,802,900	26,194,700	26,138,700
純資産額	(千円)	18,102,570	20,273,597	19,961,578
総資産額	(千円)	25,216,060	26,493,157	27,044,260
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	30.63	36.16	76.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	29.35	36.08	75.09
1株当たり配当額	(円)	-	10.00	20.00
自己資本比率	(%)	71.8	76.4	73.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,811,899	2,546,759	4,586,515
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	175,743	390,451	451,961
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,592,698	1,225,309	1,490,290
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	6,833,511	10,160,499	9,229,501

回次		第5期 第2四半期会計期間	第6期 第2四半期会計期間
会計期間		自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	24.93	2.72

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第5期及び第6期第2四半期累計期間は関連会社の損益等に重要性が乏しいため、記載しておりません。第5期第2四半期累計期間は持分法を適用すべき関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社株式は、平成25年3月22日付で東京証券取引所市場第一部に上場しているため、第5期第2四半期累計期間及び第5期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、新規上場日から第2四半期会計期間末日及び事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第6期第2四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、ブロードリーフ社員持株会専用信託として保有する当社株式を含めております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期累計期間（平成26年1月から平成26年6月）におけるわが国経済は、消費税増税による消費低迷や原料・燃料価格高騰などによる景気下振れリスクは存在したものの、政府の経済対策や日銀の金融緩和などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。また、当社顧客が属する自動車アフターマーケット（*1）業界においても、前述のマクロ経済動向を背景に、堅調に推移しました。

このような事業環境の中、当社は「産業プラットフォーム（*2）」上で顧客事業を支援するITサービスの拡大に取り組みるとともに、平成26年1月よりスタートした3カ年の中期経営計画において、「豊かなカーライフを支援する総合サービス業への進化」を経営方針に掲げ、中長期的な成長へ向けた取組みを実施しています。

当第2四半期会計期間（平成26年4月から平成26年6月）は、システム販売において、消費税増税前の駆け込み需要などの反動減により、前年同期比減収となったものの、当第2四半期累計期間では、Windows XPのサポート終了によるハードの買替えに伴う、アプリケーションのライセンス更新需要を取込み、前年同期比増収となりました。また、ネットワーク型ライセンス比率の上昇に伴い、データベース提供サービス等のストック型の売上が拡大しました。

中長期的な成長の施策として、カーオーナーに対する提案力、サービス向上のツールとなる「CarpodTab（カーポッドタブ）」、「BLパーツオーダーシステム」のマーケットへの浸透を図るとともに、平成26年3月には「国際オートアフターマーケットEXPO 2014」に出展するなど、「街のカーウンセラー（*3）」のサービスブランドの浸透に取り組みました。「街のカーウンセラー」の推進においては、全国のエリア毎に、認定店舗の運営管理・サービスの品質の保持・向上をサポートする専任のスタッフを配置し、「街のカーウンセラー」の早期立ち上げに取り組んでいます。さらに、中期的な新サービスの創出へ向けて、新世代BLクラウドの設計に着手しました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高90億83百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益18億50百万円（前年同期比20.2%増）、経常利益18億27百万円（前年同期比24.9%増）、四半期純利益9億43百万円（前年同期比29.6%増）と増収増益になりました。

なお、マネジメント・バイアウト(MBO)の実施に伴い発生したのれん償却費を3億34百万円計上しており、これを控除した、のれん償却前営業利益は21億84百万円（前年同期比16.6%増）であり、のれん償却前四半期純利益は12億77百万円（前年同期比20.3%増）となりました。

当社はITサービス事業の単一セグメントであります。売上分野別の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	当第2四半期累計期間 （平成26年1月～6月）	前第2四半期累計期間 （平成25年1月～6月）	前年同期比（増減率）
システム販売	6,572	6,187	6.2%
システムサポート	667	644	3.5%
ネットワークサービス	1,843	1,636	12.7%
合 計	9,083	8,468	7.3%

1「自動車アフターマーケット」とは、自動車が販売されてから発生する、自動車のメンテナンスや用品取り付けなどの二次市場を指します。

2「産業プラットフォーム」とは、特定産業のビジネスにおいて顧客が企画立案、コミュニケーション、意思決定、代金決済等のビジネスシーンにおいて利用されるビジネス上の情報基盤（プラットフォーム）を指します。

3「街のカーウンセラー」とは、自動車整備工場への集客を支援することを目的として、平成25年秋に当社が立ち上げたサービスブランドです。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて5億51百万円減少し、264億93百万円となりました。これは主に、現金及び預金が9億30百万円増加したものの、売掛金が12億94百万円、のれんの償却が進んだ無形固定資産が3億78百万円減少したことによるものです。

負債は、前事業年度末に比べて8億63百万円減少し、62億19百万円となりました。これは主に長期借入金5億82百万円、未払金1億38百万円及び買掛金1億28百万円の減少によるものです。

純資産額は、前事業年度末に比べて3億12百万円増加し、202億73百万円となりました。これは主として、四半期純利益9億43百万円の計上、剰余金の配当5億22百万円及び自己株式1億58百万円の増加によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて9億30百万円増加し、101億60百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は25億46百万円となりました。主な増加要因は税引前四半期純利益18億24百万円、売上債権の減少12億75百万円、減価償却費3億29百万円及びのれん償却額3億34百万円であり、主な減少要因は、法人税等の支払額8億47百万円、仕入債務の減少1億41百万円及び未払金の減少1億36百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、3億90百万円となりました。主な要因は無形固定資産の取得による支出2億38百万円及び投資有価証券の取得による支出1億円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、12億25百万円となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出7億52百万円、配当金の支払額5億22百万円及び自己株式の取得による支出1億69百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における当社全体の研究開発活動の金額は90百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,194,700	26,219,700	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	26,194,700	26,219,700	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成26年4月30日
新株予約権の数(個)	7,392個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	739,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,611(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月30日(注)4 至 平成30年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,651.06 資本組入額 825.53
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1. 株式の内容は、「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は合併）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成27年4月30日から平成30年4月27日（但し、平成30年4月27日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年12月期及び平成28年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成26年12月期の営業利益が40億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/4を平成27年4月30日から平成30年4月27日までの期間に行使することができる。

- (b) 平成28年12月期の営業利益が70億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3/4を平成29年4月30日から平成30年4月27日までの期間に行使することができる。

下記に定める規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）がこれを行行使することができる。但し、新株予約権者の相続人が死亡した場合の再度の相続は認めない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降は、本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記1に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の事項に準じて決定する。

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記1に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記5.に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下の事項に準じて決定する。

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日 (注)	29,000	26,194,700	7,250	7,141,155	7,250	7,141,155

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,805,900	14.53
株式会社オートバックスセブン	東京都江東区豊洲5-6-52	2,394,500	9.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,188,700	8.36
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,457,660	5.56
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ユーエスエー)エルエルシー エスピーシーエル. フォー イー エックスシーエル. ビーイーエヌ (常任代理人クレディ・スイス証券株式会社)	ELEVEN MADISON AVENUE NEW YORK NY 10010-3629 USA (東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー)	1,047,600	4.00
ビーエヌワイエムエル ノン ト リーティー アカウント (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	VERTIGO BUILDING - POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L - 2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内2-7-1)	917,500	3.50
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	703,500	2.69
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスク エアタワーZ	685,500	2.62
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィ ナンシャルシティ サウスタワー)	582,700	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	571,300	2.18
計	-	14,354,860	54.80

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、3,791,100株であります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、2,056,000株であります。
3. 野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
4. 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。

6. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成26年1月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年1月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2 - 7 - 3 東京ビルディング	1,254,400	4.80

7. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル及びジーエス・インベストメント・ストラテジーズ・エルエルシーから平成26年3月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ジーエス・インベストメント・ストラテジーズ・エルエルシー	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.	1,854,500	7.09

8. インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から平成26年4月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6 - 10 - 1	2,362,200	9.04

9. 日本生命保険相互会社及びその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から平成26年7月7日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年6月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1 - 6 - 6	1,816,100	6.94

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,193,200	261,932	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	26,194,700	-	-
総株主の議決権	-	261,932	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が61株含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対す る所有株式の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 上記のほか、ブロードリーフ社員持株会専用信託が所有する当社株式103,600株があります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,229,501	10,160,499
受取手形	70,950	90,513
売掛金	2,804,176	1,509,539
商品	104,680	157,859
仕掛品	13,398	9,668
貯蔵品	7,152	9,993
前払費用	182,317	182,187
繰延税金資産	362,859	375,822
未収入金	1,248,404	1,284,719
その他	19,448	22,866
貸倒引当金	5,087	14,528
流動資産合計	14,037,802	13,789,140
固定資産		
有形固定資産	481,443	463,559
無形固定資産		
のれん	10,699,735	10,365,369
ソフトウェア	1,091,392	1,047,129
無形固定資産合計	11,791,127	11,412,498
投資その他の資産		
投資有価証券	139,009	230,323
関係会社出資金	122,500	140,000
従業員に対する長期貸付金	1,017	686
破産更生債権等	12,966	13,906
長期前払費用	61,992	48,076
敷金及び保証金	403,817	403,321
その他	5,550	5,550
貸倒引当金	12,966	13,906
投資その他の資産合計	733,887	827,958
固定資産合計	13,006,458	12,704,016
資産合計	27,044,260	26,493,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	13,225	-
買掛金	339,830	211,130
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000	1,500,000
リース債務	35,459	31,647
未払金	2,173,018	2,034,802
未払費用	391,282	310,202
未払法人税等	892,207	943,015
未払消費税等	159,658	155,882
前受金	39,056	34,678
預り金	72,430	39,861
賞与引当金	452,936	552,731
損害補償損失引当金	33,418	34,091
その他	31,201	31,201
流動負債合計	6,133,724	5,879,245
固定負債		
長期借入金	750,000	167,720
リース債務	72,655	58,630
資産除去債務	110,613	111,220
繰延税金負債	15,688	2,743
固定負債合計	948,957	340,313
負債合計	7,082,682	6,219,559
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,127,155	7,141,155
資本剰余金	7,127,155	7,141,155
利益剰余金	5,712,215	6,132,756
自己株式	70	158,855
株主資本合計	19,966,454	20,256,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,875	12,225
評価・換算差額等合計	4,875	12,225
新株予約権	-	29,612
純資産合計	19,961,578	20,273,597
負債純資産合計	27,044,260	26,493,157

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	8,468,451	9,083,706
売上原価	2,262,504	2,350,594
売上総利益	6,205,946	6,733,112
販売費及び一般管理費	4,666,653	4,883,045
営業利益	1,539,293	1,850,066
営業外収益		
受取利息	374	917
受取配当金	4,455	-
受取補償金	2,176	1,982
仕入割引	1,036	1,288
その他	5,664	1,968
営業外収益合計	13,707	6,156
営業外費用		
支払利息	15,173	7,917
損害補償損失引当金繰入額	27,756	16,276
株式公開費用	43,658	-
その他	3,239	4,575
営業外費用合計	89,827	28,770
経常利益	1,463,173	1,827,453
特別損失		
固定資産除却損	7,995	3,146
特別損失合計	7,995	3,146
税引前四半期純利益	1,455,177	1,824,306
法人税、住民税及び事業税	177,290	906,900
法人税等調整額	549,894	25,908
法人税等合計	727,184	880,992
四半期純利益	727,993	943,314

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,455,177	1,824,306
減価償却費	331,671	329,066
のれん償却額	334,366	334,366
賞与引当金の増減額(は減少)	35,168	99,795
受取利息及び受取配当金	4,829	917
支払利息	15,173	7,917
売上債権の増減額(は増加)	298,529	1,275,073
たな卸資産の増減額(は増加)	35,135	52,290
未収入金の増減額(は増加)	30,690	36,314
仕入債務の増減額(は減少)	7,116	141,926
未払金の増減額(は減少)	77,625	136,726
未払費用の増減額(は減少)	42,228	79,370
その他	52,677	19,880
小計	1,883,329	3,403,099
利息及び配当金の受取額	374	917
利息の支払額	17,628	9,619
法人税等の支払額	54,175	847,638
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,811,899	2,546,759
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	100,000	100,000
投資有価証券の売却による収入	231,415	-
関係会社出資金の払込による支出	-	17,500
有形固定資産の取得による支出	12,246	33,132
無形固定資産の取得による支出	294,315	238,422
その他	595	1,396
投資活動によるキャッシュ・フロー	175,743	390,451
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	170,000
長期借入金の返済による支出	750,000	752,280
株式の発行による収入	2,355,060	28,000
自己株式の売却による収入	-	10,418
自己株式の取得による支出	-	169,203
新株予約権の発行による収入	-	29,612
配当金の支払額	-	522,773
リース債務の返済による支出	12,354	17,837
その他	6	1,246
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,592,698	1,225,309
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,228,854	930,998
現金及び現金同等物の期首残高	3,604,657	9,229,501
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,833,511	10,160,499

【注記事項】

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していましたが、第1四半期会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、平成26年1月よりスタートとする中期経営計画の策定を契機に保有資産を見直した結果、長期的かつ安定的に稼働する資産が大部分を占めており、また、中期経営計画において契約期間にわたり均等に収益が計上されるサーバー提供サービス等のネットワークサービス分野の売上高の拡大を計画していることや昨今の会計処理の国際的調和を総合的に勘案し、減価償却費の期間配分を平準化できる定額法に変更することが事業の実態をより適切に反映する合理的な方法であると判断したことによるものです。

この変更による当第2四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、平成26年2月13日開催の取締役会において、当社グループ社員（以下、「社員」といいます。）に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「ブロードリーフ社員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ブロードリーフ社員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

当該信託に関する会計処理については、第1四半期会計期間より、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を早期適用し、総額法を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第2四半期会計期間末158,727千円、103,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当第2四半期会計期間末167,720千円

(四半期貸借対照表関係)

1 保証債務

当社システムをリースにより購入した顧客の未経過リース料の一部について債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年6月30日)
一般顧客12,223社	292,423千円	一般顧客12,369社 300,772千円

(注)上記の保証債務金額は損害補償損失引当金控除後の金額であります。

2 当社は、効率的な運転資金の調達を図るため、取引銀行と金銭消費貸借契約を締結し、コミットメントラインを設定しております。この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成26年6月30日)
コミットメントラインの総額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
給料及び手当	1,424,121千円	1,443,307千円
賞与引当金繰入額	355,000	464,960
研究開発費	127,737	90,672
のれん償却費	334,366	334,366

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	6,833,511千円	10,160,499千円
現金及び現金同等物	6,833,511	10,160,499

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年3月22日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。この上場にあたり、平成25年3月21日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,167,480千円増加しております。また、当第2四半期累計期間における新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,050千円増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において資本金及び資本準備金がそれぞれ6,793,205千円となっております。

当第2四半期累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	522,773	利益剰余金	20	平成25年12月31日	平成26年3月26日

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年7月31日 取締役会	普通株式	261,946	利益剰余金	10	平成26年6月30日	平成26年9月24日

(注) 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金1,036千円が含まれております。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)

当社は、ITサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

当社は、ITサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	30.63円	36.16円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	727,993	943,314
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	727,993	943,314
普通株式の期中平均株式数(株)	23,770,260	26,084,115
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	29.35円	36.08円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,034,582	58,611
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第2四半期累計期間の普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、ブロードリーフ社員持株会専用信託として保有する当社株式(当第2四半期会計期間末103,600株)を含めております。なお、当該信託として保有する当社株式の期中平均株式数は、当第2四半期累計期間において105,831株であります。

2【その他】

平成26年7月31日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	261,946千円
1株当たりの金額	10円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成26年9月24日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 7日

株式会社ブロードリーフ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードリーフの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第6期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードリーフの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。